

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,976,343円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,090円</u></p>					<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,975,406円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700
21 ~ 30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200
31 ~ 40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41 ~ 50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61 ~ 70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,200	21,700
21 ~ 30	14,800	14,400
31 ~ 40	11,100	10,800
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	24,700	24,200	23,800	23,600	23,400	23,300
21 ~ 30	16,500	16,100	15,900	15,700	15,600	15,500
31 ~ 40	12,300	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600
41 ~ 50	9,900	9,700	9,500	9,400	9,400	9,300
51 ~ 60	8,200	8,100	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,100	22,900	22,700	22,500	22,200	21,700
21 ~ 30	15,400	15,300	15,200	15,000	14,800	14,400
31 ~ 40	11,500	11,500	11,400	11,300	11,100	10,800
41 ~ 50	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,700
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,500	7,400	7,200
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200
71 ~ 80	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,400
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
91 ~ 100	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) 2,257,770円</p> <p>(2人配置の場合) 4,515,540円</p> <p>7 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 通訳者</p> <p>1 施設当たり日額 10,790円</p> <p>(2) ケースワーカー</p> <p>1 施設当たり日額 7,180円</p> <p>II 略</p>					<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) 2,257,721円</p> <p>(2人配置の場合) 4,515,442円</p> <p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額78,100円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	事業費	1 略 2 略 3 略 4 略 5 <u>人身取引被害者支援のための医療費</u> <u>人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</u>	<u>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</u>			事業費	1 [区分] 婦人保護事業費負担金 〔種目〕 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。 4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等 婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5/10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあつては、4月初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)							
					18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	
					E	F	G	H	I	J	K	
種2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,575	7,787	
種4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	51,225	42,587	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537	
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,055	12,791	6,395	
種2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514	
種2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322	
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	44,079	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346	
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122	
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369	
種2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920	

職種別	合計額 (合計+地域手当)							
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K	その他
種2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,583
種4-1 施設長 (51名以上)	325,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583
行(一)2-9 事務員	251,558	245,180	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183
種2-17 主任指導員	295,570	288,955	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483
種2-13 指導員	288,918	280,695	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	288,952	281,615	274,269	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883
医(二)2-9 栄養士	240,818	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,820	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983
種2-5 心理療法担当職員	222,208	215,285	208,365	203,751	199,138	194,524	189,903	185,283

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
-------	-------	----	----

職種別	本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)												
					17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100		
					E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O		
種2-29 施設長 (50名以下)	246,400		13,183	259,583	44,129	36,342	31,150	28,554	25,958	23,362	20,767	18,171	15,575	12,979	7,787		
種4-1 施設長 (51名以上)	271,400		13,183	284,583	48,379	39,842	34,150	31,304	28,458	25,612	22,767	19,821	17,075	14,228	8,537		
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	36,241	29,844	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,822	12,791	10,659	6,395		
種2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,553	25,048	22,542	20,039	17,524	15,029	12,524	7,514		
種2-13 指導員	219,200	11,700	13,183	244,083	41,484	34,172	29,290	26,819	24,408	21,987	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322		
医(三)2-29 看護師	229,200	2,500	13,183	244,883	41,620	34,284	29,386	26,937	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346		
医(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	34,684	28,572	24,490	22,449	20,408	18,357	16,327	14,285	12,245	10,204	6,122		
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	30,427	25,058	21,478	19,688	17,898	16,108	14,319	12,523	10,739	8,943	5,369		
種2-5 心理療法担当職員	205,800	11,700	13,183	230,683	39,216	32,298	27,682	25,375	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,534	6,920		

職種別	合計額 (合計+地域手当)													
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	9/100 D+J	8/100 D+K	7/100 D+L	6/100 D+M	5/100 D+N	3/100 D+O	その他		
種2-29 施設長 (50名以下)	303,712	295,925	290,733	288,137	285,541	282,945	280,350	277,754	275,158	272,562	267,370	259,583		
種4-1 施設長 (51名以上)	327,882	324,425	318,733	315,887	313,041	310,195	307,350	304,504	301,658	298,812	293,120	284,583		
行(一)2-9 事務員	245,424	243,022	238,765	236,637	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183		
種2-17 主任指導員	288,065	285,551	280,541	278,036	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,997	250,483		
種2-13 指導員	285,572	278,259	273,373	270,822	268,481	266,060	263,610	261,189	258,728	256,287	251,405	244,083		
医(三)2-29 看護師	285,513	278,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,229	244,883		
医(二)2-9 栄養士	228,772	222,655	228,573	225,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083		
行(二)1-37 調理員等	208,410	204,041	200,461	198,871	196,881	195,091	193,202	191,312	189,422	187,532	184,352	178,983		
種2-5 心理療法担当職員	262,898	262,828	258,365	256,059	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683		

新		旧		
略	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
			イ. 法人が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当		(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.15 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0.0427
	(6) 住居手当		(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 通勤手当		(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	12